

令和3年度第3回審議会

日 時	令和4年2月8日（火） 13時35分から15時05分まで
場 所	総合福祉会館 3階3-2会議室
出席委員	北村房子、櫻井寛和、白木亨、高井伸穂、塚原千恵、原田峻平、深川寛治（計7名）欠席：長尾富美雄
出席職員	山田基盤整備部長、大野基盤整備部参事 水道課 篠田課長、塚原 下水道課 船戸課長、那須（計6名）
傍聴者	なし
<p>議事</p> <p>(1) 審議事項 上下水道事業の見通しと今後の事業運営に必要とされる水道料金、下水道使用料水準について</p> <p>(2) 報告事項 市民アンケートの内容及び結果について</p> <p>司会 本日は、お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 会議に入ります前に、委員の交代がございますので、紹介させていただきます。平成28年7月以来委員を務めて頂いた大坪博子さんから審議会委員の退任の申し出がありましたので、委員交代となりました。大坪博子さんに代わり、武儀地区の関市主任児童委員でいらっしゃる塚原千恵さんに審議会委員にご就任いただきましたので、簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。 (塚原千恵さんが自己紹介) ありがとうございました。 本日の会議の内容といたしましては、前回に続いて、資料の表紙でございますように、上下水道事業の現況及び令和2年度決算についてご報告をさせていただきます。その後、関市の水道料金、下水道使用料につきまして審議させていただきますので、よろしく申し上げます。 それでは、ただいまから、令和3年度第3回関市上下水道事業経営審議会を開会いたします。原田会長さん、よろしくお願いいたします。</p> <p>会長 議事に入ります前に、定足数の確認で委員7人（8人中7人）が出席していただいておりますので、審議会規則に定める会議の開催要件（委員の過半数の出席）を満たしていることを報告いたします。それでは、議事に入ります。事務局、お願いします。</p> <p>司会 本日の審議事項でございますが、前回料金改定した平成22年から平成23年の審議会との比較について説明した後、料金の改定水準について水道事業と下水道事業から説明をさせていただきます。</p>	

水道課長 本日の審議事項ですが、前回の料金改定との比較、それと水道事業及び下水道事業より料金改定の水準について説明をさせていただきます。まず前回の料金改定との比較ですが、資料の共通 1.1 をご覧ください。前回の料金改定の審議会は平成 22 年 11 月 5 日に諮問を行い、4 回の審議会を経て、翌年平成 23 年 11 月 28 日に答申を行っております。今回は令和 3 年 11 月に諮問を行わせて頂きまして、途中施設見学も含めて、計 6 回の審議会を予定しております。今回は料金改定を全体の改定率と具体的な料金体系の 2 回に分けたのと、施設見学を単独日として設けたため、2 回増えています。

次の共通 1.2 をお願い致します。料金改定の改定率でございますが、前回平成 23 年度は上水道が 19.9%、下水道が 22.5%の改定率でございます。今回は上下水道共通で令和 6 年度に 10%の料金改定を行い、その後 3 年毎に令和 9 年度に 8%の改定を行い令和 12 年度にも 8%の改定を行い、段階的に計 26%の改定を行うことを予定しております。3 回のうち令和 6 年度に 10%とした理由については、後ほど説明させていただきます。

次の共通 1.3 をお願い致します。改定の背景でございますが、前は水道事業については、1.老朽化した施設・管の更新のための費用の確保 2.簡易水道事業の借入金残高が約 30 億円と経営を圧迫しているということでございます。

下水道事業については、1.借入金残高が約 220 億と経営を圧迫している 2.下水道事業の収入に占める一般会計からの繰入金の割合が 50%を超えているため、この割合を減らしたい、ということでございます。

今回でございますが、水道事業につきましては、1.老朽化した施設・管の更新のための費用の確保と 2.収益的収支の改善が料金改定の理由でございます。また、下水道事業につきましては、1老朽化した施設・管の更新のための費用の確保と法適用により複式簿記が導入されたため、前回と算定方法は異なりますが、下水道事業の収入に占める下水道使用料の割合が少なく、一般会計からの繰入金に依存しているため、2.自主財源である使用料の割合を増やしたいということでございます。

それでは、次に水道事業において必要とされる料金改定の水準について説明させていただきます。

資料水道 1.1 をご覧ください。まず、水道料金改定の必要性についてご説明します。水道料金改定が必要な理由は 2 つあります。

一つ目に「老朽化水道設備、特に水道管の更新の推進の必要性」と二つ目に「収益的収支の状況悪化に対応する必要性」でございます。簡単に概要を説明させていただきます。

一つ目の水道管の更新の推進の必要性についてですが、前回料金改定をした際の理由として今回と同様に老朽化した水道管の更新を本格化するためとしていました。当時の更新計画では、水道管の更新の財源が 8 千万円しかない状況で料金改定後に年間約 4 億 2 千万円の規模で更新事業を行うという計画で料金改定の必要

性の説明をさせていただきました。

それから年月が経過し、令和元年度に更新計画を刷新し、「水道事業アセットマネジメント」を策定しました。アセットマネジメントについて簡単に説明しますと、国が提唱する方式での水道施設の更新計画です。全国統一的な基準で更新計画を策定し、実行することによって、全国の水道事業の健全性を高め、持続可能な水道事業の実現を図るものです。「アセットマネジメント」の結果、更新の事業量が増加したことにより、増額となりました。この増加した費用の財源を確保するため料金改定させていただきたいということです。詳細は後ほど説明します。

次に収益的収支の状況悪化についてですが、今後10年間の経営状況の見通しを「収支計画」としてまとめたところ、収益的収支に令和8年度から赤字が発生してしまうという結果となりました。このため、料金改定によって対応する必要があると判断しました。

次にそれぞれの理由について、詳しくご説明します。水道1.2をご覧ください。水道管の更新計画について説明します。表の左側は、平成23年当時の更新投資計画です。計画策定当時、設置して40年を経過した耐震性のない管（石綿管、鋳鉄管、鋼管など）の更新事業費を見積りし、20年間で毎年4.2億円を要するというものでした。当時の料金改定前では8千万円の財源しか確保できず、4.2億円から8千万円を差し引いた3.4億円の増額のうち2億円相当を料金改定で確保し、残りは国（財務省）の融資機関から水道管更新事業内容などの協議を経て、企業債を借りて財源を確保するというものでした。

次に、表の中段ですが、令和元年度に策定したアセットマネジメントです。国は水道施設を計画的に更新し、これらを資産として健全な状態で次世代へ引き継いでいくため、中長期的な観点から老朽化した施設の更新、及びそれに必要な資金を確保して持続可能な水道事業を実現する資産管理計画である「アセットマネジメント」の策定を提唱しています。

「アセットマネジメント」では、事業が保有するすべての設備の設置年度とその耐用年数から将来必要な更新需要を把握することができます。

また、地域の事情や設備の実情に応じて耐用年数等を延長するなど柔軟に計画でき、実行性を高めています。平成23年当時の更新投資計画は、策定当時に老朽化していた水道管のみを対象としていました。アセットマネジメントでは、保有しているすべての施設を対象としており、更新対象管路の規模が増大したため更新費用も増加しました。計画期間内の更新費用を計画期間年数（43年）で割り算した年間平均更新費用が5.4億円となりました。

次に資料1をご覧ください。関市水道事業アセットマネジメントの概要です。標準耐用年数は施設や管路の種別に応じて国が指定した耐用年数ですが、この基準に従って更新する場合には費用が掛かりすぎる結果になります。また、施設や管路の適切な維持管理によって実際の使用期間をより長くすることができるため、その延長した期間を更新基準年数として再度費用のシミュレーションをしました。結果が表の右側となっています。施設・設備では年間2.7億円、水道管では

年間 5.4 億円の更新投資ペースが必要との結果となりました。施設・設備の 1 年
当り 2.7 億円という金額はおおむねこれまでの投資実績（最近 10 年間の平均額約
2.5 億円）に近い数字です。対して、水道管の投資額は従前の計画額（4.2 億円）
を上回る（5.4 億円）となりました。この資料の上の囲み部分にありますように、
このアセットマネジメントにおける投資額の総額の年平均 8.1 億円に対し、資本
的収支の収支計画では、水道施設工事の入札時の予定価格と工事契約額との割合
である落札率を概ね 95%と見込み、さらに職員の人件費や量水器購入額を加えた
7.98 億円を建設改良費として毎年見込んだ計画としています。

元の資料水道 1.2 に戻り、アセットマネジメントで水道管更新に必要とされる 5.4
億円と従前計画の 4.2 億円の差額の 1.2 億円について、料金改定によって確保し
たいと考えております。

次に資料 2-1 の収益的収支では、収入額の減少及び支出額の増加によって令和 8
年度に赤字になる見込みです。また、令和 6 年度から当年度純利益が少なくなる
傾向がみられるため、改定年度は令和 6 年度としたいと考えています。

次に資料 2-2 をお願いします。資本的収支の収支計画です。資本的収支につい
ては収入額が支出額に対し不足する状態ですが、これを収益的収支の内部留保資金
や収益的収支で生じた利益からの積立金によって補てんします。令和 8 年度には
その補てん財源が底をついてしまう予測となっています。資料水道 1.3 に戻って
頂きまして、ここでは収支計画期間内の収支の増減についてまとめています。

収益的収支については、計画期間の最終年に最も赤字額が増大し、1 億 8 千万円
の不足となります。これを料金改定で確保したいと考えます。合計で、約 3 億円
を最終的に確保したい金額とし、検討していきます。

次に資料水道 2 をお願いします。必要となる約 3 億円の増収は、計画最終年の令
和 13 年度の料金収入見込み額、11.3 億円の約 26%となりました。このため、全
体としての改定率を 26%とすることとさせていただきます。この 26%という改定
率を一度に行うことは、急激な料金増加となり、市民生活への影響が大きいこと
から、段階的な改定を行うことを提案します。また、1 回の改定を 10%以下に抑
制することを目標とします。計画期間が 10 年であることから、3 年ごとに改定を
行う必要性があります。段階的な改定と、水道事業の収益的収支の黒字化を両立
する条件を検討し、結果として令和 6 年度に 10%、令和 9 年度、令和 12 年度に
それぞれ 8%の料金改定を行うことが最適であるという結果となりました。

資料 3-1, 2 は、この改定条件で増収見込みとなる水道料金を加えた結果の収支計
画です。これを見ますと収益的収支では、赤字が解消されています。資本的収支
でも、補てん財源の不足が解消されています。

資料水道 3 を見ていただけますでしょうか。料金改定によって最終的に見込まれ
る収益増についての使い道をまとめたものです。料金改定による収入増により
収益的収支の純利益を確保し、資本的支出で増加する 1.2 億円の財源としたいた
め、増収見込みの 40%は更新投資のためとなります。残る 60%は、収益的収支の
赤字化への対応となります。収益的支出については主に修繕費や委託料など、事

業の維持管理に欠かせない経費の財源不足分の 1.8 億円を確保しなければなりません。各種業務や事務の経費の節減努力に努めてまいります。

資料水道 4 をお願いします。水道料金の岐阜県内市比較についてですが、関市では水道料金設定について基本料金を口径別に定め、水量料金を使用量に従って単価を定めて計算しています。資料 4-1～9 ですが、口径別に岐阜県下市の料金を比較したものです。口径 13 mm～150 mm まで 8 段階あります。資料 4-9 では現行の水道料金表を記載しております。「①基本料金」については、使用水量によらず徴収する料金です。これは給水管の口径に応じた単価設定を行っています。「②水量料金」の単価設定については、使用量が多くなるに従い高くなる逓増制を採用しています。2 ヶ月あたりで使用水量が 1～20 立方メートルの料金は安く設定し 1 立方メートルあたり 20 円です。順に 21 から 40 立方メートルでは 80 円、41～600 立方メートルでは 130 円、601 立方メートル以上が最も高く 180 円としています。大規模利用者ほど、大規模な給水を実現するための大口径管路の布設や水源地及び配水池の大型化といった市側の投資の恩恵を受けていると言え、投資額相応分の料金負担を求める考え方を採用しています。

また資料 4-1、2 は、給水管の口径 13mm20mm の岐阜県下市の料金比較表です。一般家庭で設置されている小口径給水管（13～20mm）では使用量が大口徑より少なく、関市では小使用量の範囲では低い単価設定をしているため非常に安価に抑えられています。13mm 口径、20mm 口径の両方で平均的な使用水量である 2 ヶ月当り 40 m³での料金は県下市の中で安さが第 1 位となっています。しかし、使用水量が増えた場合には関市よりも安価な市が存在していますが、関市の料金単価の逓増制が影響しています。

資料 4-3～8 は、給水管の口径 25mm 以上の料金比較表です。商業用や工業用で設置される大口徑給水管（25mm 以上）では使用量が多くなることで料金単価が高くなり、これに伴って高額になります。水道料金の安さは 1 位の座を譲っており、県内市での順位は 5 位から 8 位に推移しています。

以上で水道課から説明を終わらせて頂きます。次回は具体的な料金体系についてお示しさせて頂く予定です。

会長 ずいぶんとボリュームのある内容でしたが、前回は 1 回の改定で上げたのに対して、今回は 3 回に分けて 26% 料金を上げる。3 回にわたる年度の根拠が赤字になるタイミングが令和 8 年であるのでその前に料金を上げたい。3 億円の内訳は 1.2 億円が水道管の更新、残る 1.8 億円が収益的収支の改善。次回具体的な料金体系についてご提案する。今回は全体として 26% の改定についての方向性について了解を得るということです。続いて下水道についてお願いします。

下水道課長 下水道事業について説明しますのでお願いします。資料の下水 1 をご覧ください。下水道事業における料金改定の必要性は有収水量の減少と自主財源の不足です。まず有収水量の減少ですが、下水道で処理した汚水のうち、不明水を

除いた使用料収入の対象となる水量のことを言います。料金収入の基礎となる有収水量は平成 21 年度から令和元年度までの間で 5%減少しており、今後も人口減少や節水型機器の普及により緩やかに減少していくことが見込まれています。その結果、下水道事業を運営するための財源の基礎である料金収入についても同様に減少していくことが予想されます。

2 つ目が自主財源の不足です。関市の下水道事業についてまず説明させていただきますと関市の下水道は公共、特環、農集がごさいます。公共は主に市街地を対象としたもので市内では 1 か所、倉知に浄化センターがあります。次に特環ですが、特定環境保全公共下水道として市街化区域以外を対象としたもので市内 6 か所の処理場がごさいます。最後に農集ですが、農業集落排水として農業振興地域内の農業集落を対象としたもので市内 21 か所の処理場がごさいます。このうち公共・特環につきましては、使用料で維持管理費は賄えますが、建設改良費の財源までは賄えない状況です。また、農業集落排水では、使用料で維持管理費を賄うことすら難しい状況にあります。このため不足分は一般会計からの補填により賄っていますが、市の財政が厳しい中で施設の更新を着実にを行うためには、自主財源である使用料収入を増やす必要があります。

次に料金の改定率でございますが、水道事業と同じ 3 回の改定で 26%を提示させていただいております。資料については下水 2 をお願いします。今回の 26%の改定率ですと、公共・特環については維持管理費だけでなく建設改良費につきましても使用料で賄うことが可能となります。農業集落排水については、処理区域内の人口が少ないため、使用料のみで事業を運営することが困難な状況にありますが、公共・特環と同水準のご負担をいただくことで、使用料によって汚水処理費を回収できる割合である「経費回収率」が令和 3 年度の約 29%に対し、改定率を 26%にした令和 12 年度には約 37%に上がりまして、約 3.9 億円必要とされる収益的収支の基準外繰入金約 1.6 億円圧縮され、約 2.3 億円となるということで経営改善が図られます。

次の資料下水 3 をお願いします。料金改定の主な使い道ですが、公共につきましては、倉知の浄化センターにありますし尿処理場といいまして汲み取りとか浄化槽の汚泥を処理する処理場がごさいますが、こちらを下水道を処理しております、浄化センターに投入して一括で処理する施設を整備するために約 8 億円投入するものです。そのほか令和 10, 11 年に浄化センター内での大きな設備更新を行う予定しております。それ以外につきましても令和 4 年度から策定を予定しておりますストックマネジメント計画、つまりそれぞれの施設の現状を調査して今後どのような修繕・更新を行う計画を立てていきますが、ストックマネジメント計画を立てた後に順次更新を行って参ります。また、農業集落排水については、令和元年にストックマネジメント計画の策定を完了しておりますので、ストックマネジメント計画に基づいて設備の更新を実施して参ります。料金改定により得られた増収分については、これらの更新にあてていきたいと思っております。

資料下水 4 と資料 8.1～8.8 の投資・財政計画でございますが、公共・特環につ

きましては、料金改定により使用料で汚水処理費が賄われるため、最初の改定年である令和6年以降利益（当期純利益）が計上することが可能となります。また、令和9年度以降は一時的に大きな支出を要する年度を除いて、一般会計で不足分を補てんすることが不要な状況になります。

農業集落排水については、料金改定以降も投資だけでなく維持管理費についても使用料で賄うことができず、一般会計による不足分を補てんすることが必要ですが、料金改定による増収分（令和12年度時点で2千5百万円）は自主財源が増やせることから改定をさせていただきたいと思っております。

続きましては、資料の下水5と資料9.1～9.2をお願いします。20㎡当たりの使用料の県内市の使用料の状況ですが、人員基準の本巢市を除く20市で比較しますと、羽島市に次いで県内で2番目の使用料の安さです。羽島市は令和5年1月より料金改定を予定していますので、羽島市の料金改定以降は関市が県内で一番安い下水道使用料の市となります。以上が下水道事業についての説明でございます。

（質疑応答）

司会　今回は、全体としての改定率26%について合意を得る。具体的な料金体系については次回、審議するという事です。今回の審議事項についてご意見がありましたらお願いします。

委員　下水道で公共・特環があると思いますが、公共・特環は関と武芸川ということでしょうか？

下水道課長　特環につきましては、市内に6か所ございます。武芸川全域のほか田原、小金田、広見・池尻、洞戸、上之保とございます。公共は倉知の浄化センターが1か所あり、旧関の市街化区域が対象です。農集は関の全域にありまして、区域が指定されておりまして、それぞれの地区にあります（追記：旧関7、洞戸1、板取5、武儀8、上之保2）。

委員　農集は農業振興地域として捉えておけばいいですね。

下水道課長　そうですね。武芸川は特環のみになります。洞戸ですと、さきほどの特環の区域と農集の区域、それ以外については、武儀は農集のみとなります。

委員　もう一つですが、し尿処理場との統合事業について倉知ではすでにスタートしているのですね。武芸川の場合、岐北の処理場がありますが、将来的には下水処理を考えておられるのでしょうか？

下水道課長　岐北となると対象が山県市と関の武芸川・洞戸の地域となるのですが、こちらについては、まだどうするかということが決まっているわけではないのです

が。

委員 今のはし尿処理だけですね。

下水道課長 そうですね。倉知のし尿処理場については、旧関内の汲み取りとかの処理を行っているわけですが、老朽化して更新するよりは、統合した方が更新コストが減ってよいということになりましたので、統合事業を行うことになりました。

委員 岐北については、統合とかそういった計画はないわけですか？

下水道課長 岐北については、市内だけではないので、まだ検討するという段階にはないです。

司会 他はよろしいですか？

委員 羽島市が今度料金改定するということですが、段階を踏んで上げるかという話は聞いていますか？

事務局 羽島市は関市に先行して料金改定作業を行っていますので、訪問して話を伺ってきました。現在は料金改定案について審議会の了解を得て、これから議会で議案を提出するところです。料金改定は、令和5年度から予定し、当市のように段階的に料金を上げるのではなく一度に改定（20㎡当たりの使用料が3000円）すると伺っています。その代わりに、使用料改定の市民生活への影響を和らげるため、水道の基本料金を2年間半額する減免措置をとります（審議会では3年と説明しましたが、訂正します）。羽島市は市の財政再建の一環としての料金改定という位置づけです。

会長 今回審議会に提出した財政計画について、どの程度の予測を立てたのか？変動要因をどの程度考慮したのか、というのは前回の改定は平成24年、今回の改定は令和6年ということで10年あまりの年数があります。それでは次の改定はどうなるのかということが出てくるとおもいます。有収水量の予想が下振れしてくるとかを考慮しているのか。通常企業だと10年の計画は売上等の予測が難しいと思うのですが、将来10年の支出と収入が見込めるものなのか教えて頂きたい。

事務局 収支計画でございますが、主に料金収入の見込みについてどのように見積もっているかをご説明いたします。料金収入の見積もりはまず人口の予測に基づいております。人口の予想は市が公表しております令和2年度に改定された最新の人口ビジョンを使っております。予測人口に1人当たりの使用水量をかけて全体の使用水量を算出し、それに1㎡当たりの料金単価をかけて料金収入を求めています。従って、概ね人口に比例して推移します。

会長 それですと 26%あげた場合に 1人当たりの使用水量はあまり変わらないのでしょうか。料金が上がったからといって使用水量を減らすことはないのでしょうか。価格があがると需要は減るといった関係はないのでしょうか。

事務局 1人当たりの使用水量につきましては、実際料金をあげますと、ある一時期制約されます。ただ今のところは使用水量の制約がどのように推移するかの予測は非常に難しいですので、そういったものは考慮に入れておりません。ですが、人口減の見積もりに従っているという形で概ね実績と近くなるであろうという予測をしております。また、人口は減少しておりますが、使用水量の減少は人口減少の率より緩やかです。人口は減少するが企業の使用水量は概ね一定であるとか、ただ経済活動による増減はあるものですから、そこは予測はしづらいついて考えておりますが、なるべく低めに抑えた形で予測をしております。

会長 料金改定により急激に使用料は減ったということはないのでしょうか。

事務局 やはり前回の改定で 2億円の増収を狙って改定をさせていただきたいと思っておりますが、改定後最初の年ですとか改定後 2~3年は 2億円は増収できていないという状況はありました。3~4年経過した平成 28、29年あたりになると十分な増収が得られました。

会長 数年経過すると使用水量は元に戻ってくる。

事務局 そうですね。

会長 それに関係して 26%というのは使用水量に対してかける、つまり従量料金だと思っておりますが、使用水量が下がるのでしたら、いわゆる基本料金、投資に対する固定費を回収するのでしたら、基本料金をあげるといった考え方もあると思うのですね。他市さんのあげ方にそのようなあげ方があるのかどうか。

事務局 他市の動向は調べておりますが、私どもの次回の審議会で具体的な料金体系を複数案用意して示させていただきます。下水道ですと現行の基本料金の割合は 30%ですが、案として 30%という割合は変えないというもの、それに対して他市の例ですと 35%にするという案を提出した（訂正：現行が基本料金 40%、従量料金 60%に対し基本料金 45%、従量料金 55%の案を提出した）が、審議会では基本料金の割合をあげるといった案は退けられています。当局としては安定した収入を確保する点から、基本料金の割合をあげたいという意向はあるのですが、基本料金は使用にかかわらず徴収される料金ですので、基本料金の割合をどの程度にするかは料金改定における一番の悩みどころになります。ですので、次回は複数案を設けてメリット・デメ

リットを示して委員の方に選んでいただきたいと思います。岐阜市の改定でも基本料金の割合は変えておらず、基本料金の割合をあげるのはハードルが高いと考えております。

会長 次回は複数案を用意するということですね。

事務局 複数案をご用意して今回と同様に委員の方に個々の事前説明をさせていただきたいと思っております。

会長 いまのことについて何かありますか。

委員 基本料金だけでお支払いされている方の割合はどのくらいでしょうか。

事務局 件数で使用水量の調査は今行っていないものですから、次回の審議会でご回答させていただきたいと思います。イメージとしては数パーセントあるかないかというくらいだと思います。空き家の管理をされる方が該当する例だと思いましたが、今後そういった方は多くなっていくと感じております。

事務局 補足して説明しますと下水道で使用料の中の基本料金の割合は3割となっております。水道ですとその割合がもう少しすくないと思います。基本料金の割合とかは次回のテーマですので、頂いたご質問とともに次回ご説明したいと思います。

会長 次回の審議会では26%あげた場合の基本料金のあり方についても審議していただくことになると思います。ほかにございますか。

委員 空き家は多いのですが、空き家を管理して基本料金だけ払っている場合、解約した後また使用を始めるのは簡単にできることですか。

事務局 お電話一本でできます。元栓を閉めますので、開けるのも電話を頂ければ開けさせていただきますので使用頂くことができます。

委員 そういうことが知らない人がいるのもつたいないことだと思う。

事務局 休止というのですが、その手続きを取って頂くとよいかと思っております。

委員 連絡はいつまでにすればいいのですか。

事務局 使用を始める前日までに頂ければ対応できます。

委員 参考までに電力ですと使用量がゼロの時は基本料金は半額としております。

ただし、1年以上の契約が前提となります。

会長 料金改定の上げ方ですが、前回は1回での改定に対し、今回は3回に分けての改定となります。この件でなくてもよろしいのですが他にご意見がありましたらお願いします。

委員 経営計画で職員給与が同額になっていますが、これは例として収入の増加策だけでなく、ITを利用した人件費の削減とか経費の削減についても考えて頂くところがたいと思います。

事務局 わかりました。

会長 市民の理解を得る点からも収入を増やすというだけでなく、経費を含めた最適な経営のあり方について経営審議会で議論をしたということが重要です。私自身の専門である民間の活用の点からいうと人が足りない分については民間を活用するということもあるのかと思います。

委員 3回に分けて改定ということですが、その間に大規模な修繕とか予定していますか。

事務局 投資につきましては、経営計画の建設改良費に計上しております。これには、主に施設の更新が含まれています。更新の中でも複数使用するポンプを集約するというような工夫をしていきたいと思いますが、具体的な個所については、その都度先をみて計画をしたいと思っております。

委員 メーターの交換はこれに入っていますか。

事務局 メーターの交換も建設改良費に含まれています。

委員 古い管も多くありますね。

事務局 法定耐用年数は40年ですが、技術の向上で80年持つものもあります。これらを考慮したものが、アセットマネジメントで算出した毎年8.1億円というものです。

会長 管路の更新率はどうですか。

事務局 管路の更新率は1年で12.5Km、約1%を想定しています。

委員 実際に市民の方に説明するのはどの資料を使いますか。今の資料ですと少しア

バウトと感じますのでもう少し工夫が必要だと思います。

3回にわけることについては、市民感情ということのようですが、インフラの老朽化で早めに対応すると安く済むとも思います。ちなみに水道の老朽化は掘ってみたいとわからないのですか。

事務局 やはり年数が経ってきますと老朽化しますので、更新が必要となります。

委員 前倒しだとよいのでしょうか？

事務局 理想はそうですね。

委員 26%というのは実際にかんがりの金額だと思うのですが、関市は昔から水道料金が安いのが魅力だと思うのですが、26%もあげると魅力が少なくなるということもあるのでしょうか。周辺市の値上げの情報も併記してあると分かりやすくいいと思います。

事務局 料金の値上げについては、他市町村の実情もあり、当市の審議にそれらを掲載することは、調整が必要かと思いますが、現状でと申しますと、例えば可茂・東濃地域はダムを水源とする水に依存しており、ダムの開発及び維持コストが反映されるため、一般的に水道料金は高いとされていますので、そのあたりを明記することはできるかと思います。

もう少し早く直せばよいという話ですが、長寿命化計画を立てております。予防的に修繕することでトータルなコストを減らすということをやっております。

会長 市民の方の立場からいうと26%はやはり大きな値上げですので、3回に分けて改定することで負担を和らげたいということですね。

委員 前回上がったことには気が付かなかったのですが、消費税が8%から10%に2%上がったただけなのに世間の反応はすごかったですね。それを踏まえて26%をみるとやはりすごいことだと思います。市民の方によほど丁寧に説明しないと難しいのではないかと思います。

会長 消費税の話がでましたが、慣れというのがあります。26%を3回に分けて改定して市民の方が慣れるのにどれだけ時間がかかるのか。さきほどの委員の方が言われたように26%は大きな改定なので、市民の方へ丁寧な説明が必要だと思います。

かつ、料金改定しないことで何が困るのか、改定すると何がいいのかを分かりやすく説明することが望ましいと思います。われわれも答申をだしますので、市民の方に納得頂けるような説明が必要だと思います。さきほど委員の方からありましたように経費のあり方も含めた説明が必要だと思います。

委員 住民説明会はどの単位で行いますか？

事務局 中学校区単位で行います。

事務局 次回、具体的な料金体系の説明をいたしますが、基本料金の割合についても次回お示ししたいと思います。

会長 大口の使用者への影響も考慮されますか。負担が大きいと企業誘致にも影響を及ぼします。次回はそのあたりの影響をできるだけ具体的に示して議論できればよいと考えます。

料金については、ここまでとしてその他の事項についてお願いします。

(市民アンケートについて下水道課長より説明)

※資料に沿って説明をし、今後、市のホームページに掲載することを説明

会長 今回は全体の料金改定を次回は具体的な料金体系についてお示ししますのでお願いします。

事務局 本日は、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。それでは、これもちまして、審議会のほうは閉会とさせていただきます。お疲れ様でございました。